

港区飲食店応援事業Q&A

項番	種別	質問	回答
1	全体	区外在住で、区内の飲食店を営んでいる場合には対象となるか	区外に居住している個人でも、港区商店街連合会に加盟していて、港区区内で飲食店を営んでいる場合は対象となります。
2	全体	別の補助金を受けているが、申請は可能か	今回補助対象としている食材購入費、品物の送料、振込手数料に対して、国や都、区等の補助金を受ける場合には、補助対象となりません。
3	全体	収支予算計画書はどのように作成したらいいか	仕入れ予定の事業者と、事前に価格、仕入数量等を調整して作成してください。
4	全体	実施期間内で、複数回フェアを実施する場合は、どのように補助対象となるか	全期間を通して、最大10万円の補助金となります。
5	全体	フェア開催期間に定めはあるのか。	飲食店に参加自治体をPRしていただくことが事業の目的であるため、2週間以上のイベントメニューを提供していただきます。
6	全体	具体的に何が補助の対象になるか。	食材の仕入れに係る経費として、購入費(送料、振込手数料含み、消費税を除く)、自治体PRに係る店内装飾費が対象です。
7	全体	交付決定後に、申請時に提出した事業計画書に記載の内容が変更になった場合はどうしたらいいか。	全国連携推進担当へご連絡下さい。変更事由や変更の規模により、必要書類を提出いただくことがあります。なお、食材の品切れ等店舗都合ではない理由のみ変更の対象とし、変更による補助決定額の上乗せはできません。
8	仕入	日頃から仕入れている先が、参加自治体となる場合にも、補助対象となるか。	リストに掲載されていない場合でも、既に仕入れている先が、連携自治体内に所在する事業者等で、別途連携自治体が対象事業者とする場合には、補助対象となります。
9	仕入	参加自治体の食材を仕入れるが、リストに掲載されていない食材でも補助対象となるか。	リストに掲載されていない場合でも、連携自治体内に所在する事業者等で、別途連携自治体が対象事業者とする場合には、補助対象となります。
10	仕入	近所のスーパーや八百屋で購入した食材も対象となるのか	申請の対象となる食材は、仕入先が連携自治体内に所在する事業者、連携自治体が自ら設けているアンテナショップ、連携自治体の食材を取扱う農業協同組合(JA)等で連携自治体が指定する事業者であれば、補助対象となります。スーパーや八百屋等の仲介業者からの購入は対象外となります。
11	仕入	仕入先を決めるに当たって事前に食材を試食できるのか	事業者との調整になります。なお、補助決定前の試食に係る費用は補助対象外です。補助決定後のイベントメニュー考案に係る食材費は補助の対象です。
12	仕入	食材はどのように購入したらいいか	区ホームページに掲載する、各自治体の食材例、事業者情報を基に、各事業者へ連絡して、購入方法を確認してください。
13	仕入	計画した食材が、実施時期に流通が止まる等して、手に入らない場合にはどうしたらいいか。	補助の枠内で可能であれば、変更承認申請書を提出してください。なお、変更による、補助決定額の上乗せはできません。
14	仕入	どのようにPR用のポスター等を用意したらいいか。	仕入れとは別に、PRに使用する資料について、港区から実施店舗へ郵送させていただきます。
15	仕入	コレクト便のため、購入先から領収書が出ない場合はどうすればいいか。	コレクト便の領収書と食材の納品書等の明細をあわせて提出してください。
16	実施	来店者向けアンケートとは、具体的に何をしたらいいのか	区の方で、アンケートフォームのリンクを掲載したチラシを作成します。チラシを実施店舗へ郵送するため、店内で配架又は来店者へお配りください。
17	実施	料理提供期間中、毎日料理、商品を提供・販売をしなければならないのか	提供期間や料理の提供数は店舗が決めることができますが、2週間以上の提供期間を設けてください。
18	実施	テイクアウト限定で営業している場合には対象となるか	テイクアウトメニューに連携自治体の食材を用い、併せて自治体のチラシ等を配布するなど、店の利用者に対して自治体のPRができるようであれば、補助の対象となります。
19	実施	例えば、お酒や加工品をそのまま販売するだけでもいいのか	お酒や加工品をそのまま提供するだけでは補助の対象とはなりません。例えばお酒であれば、そのお酒と合うおつまみとのセットメニューで提供するなど、自治体の特産品に対して、そのお店ならではのオリジナルメニューを提供していただいた場合に、補助の対象とします。
20	実施	野菜や果物を調理せず提供するだけでもいいのか	購入した商品をそのまま提供するだけでは補助の対象とはなりません。調理が難しい食材の場合でも、例えば、〇〇市のイチゴであれば、パフェなどにして提供していただくなど、自治体の特産品の魅力が伝わるよう、そのお店で工夫して商品を提供してください。
21	実施	複数の食材を用いたフェアを実施しても良いのか	可能な限り複数の食材を用いていただき、より多くの自治体のPRをお願いしたいと考えています。
22	実施	自治体のPRとは、実際に何をしたらいいか	店内での自治体のPRポスター等の掲示や観光パンフレット等の配布のほか、お店独自のHPやSNSがあれば、それらの媒体を使ったPRも合わせてお願いします。また、イベントメニューは、必ず自治体名が分かるようにしてください。
23	実施後	PR活動の結果はどのように報告したらいいか。	実績報告書に、PR活動したことを示す店内写真等の記録も記載していただきます。また、SNSに投稿した場合は、そのスクリーンショット等を保存してください。これらの記録を実績報告時に提出して頂きます。
24	実施後	実績報告時の領収書にはどのような記載が必要か。レシートでもよいのか。	領収書は、①発行日(交付決定日以降の日付であること)、②宛名(店名)、③領収金額、④但し書き(=連携自治体産であることがわかる品目名、単価、数量が分かること)、⑤発行者名(連携自治体に本店又は主たる事業所がある者)、⑥領収書発行者所在地(連携自治体内)がすべて記載されていることが必要です。但し書きに品目、単価、数量の記載がない場合には、請求書や納品書に明細があれば、あわせて提出いただくことで可とします。レシートの場合も同様の考え方となります。